

岩手県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
ニコニコ薬局	北上市中野町一丁目10番29号	精神通院医療	平成30年1月1日
クローバー薬局飯岡店	下閉伊郡山田町飯岡第9地割37番地14	精神通院医療	〃
岩手県立療育センター	紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1	精神通院医療	平成30年1月5日
やはぎ薬局	陸前高田市矢作町字二又21番地1	精神通院医療	平成30年2月1日